

広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条第2項により財務担当部長が別に定める審査基準について

(平成22(2010)年3月31日局次長決定・平成28(2016)年6月7日最終改正)

1 広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項により財務担当部長が別に定める審査基準については、以下のとおりとする。

政策的審査事項	審査基準	審査数値(点)
ISO9001の取得状況	申請者が、基準日においてISO9001を認証取得している。 (ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得しているものに限る。)	1点
ISO14001若しくはISO14005の取得状況、又はエコアクション21の取得状況	申請者が、基準日においてISO14001若しくはISO14005を認証取得している。又はエコアクション21の認証・登録を受けている。(ただし、広島市内の本店又は支店等が認証取得又は認証・登録しているものに限る。)	1点
障害者雇用の状況	申請者が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項に基づく報告義務のある場合は、基準日の直前の6月1日現在において、報告義務のない場合は基準日現在において、 (1) 障害者雇用率2%以上 (2) 障害者雇用率4%以上 なお、障害者雇用率はすべて障害者雇用促進法の規定に基づく計算による。	(1) 1点 (2) 2点
子育て支援の取組状況	申請者が基準日において、以下のいずれか1つでも当てはまる。 (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定している(労働者100人以下の事業所に限る。)。または、同法第13条認定(労働者101人以上の事業所)されている場合 (2) 基準日前5年以内に次のいずれかの表彰を受けている。 ア 内閣府が行う「子供と家族・若者応援団表彰」(旧「子ども若者育成・子育て支援功労者表彰」)(申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。) イ 広島市安全なまちづくり功労表彰	1点
男女共同参画の取組状況	申請者が基準日において、基準日前5年以内に 次のいずれかの表彰を受けている。 (1) 内閣府が行う女性のチャレンジ支援策に基づく女性のチャレンジ賞、女性のチャレンジ支援賞、女性のチャレンジ賞特別部門賞(申請者が法人の場合、その代表者がこれらの賞を受賞している場合を含む。) (2) 厚生労働省が行う均等・両立推進企業表彰 (3) 広島市男女共同参画推進事業者表彰	1点
女性の職業生活における活躍の推進への取組状況	申請者が基準日において、次のいずれかに当てはまる。 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第7項の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、届け出ている(常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者)。 (2) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定を受けている場合(常時雇用する労働者の数が301人以上の事業者)。	1点

政策的審査事項	審査基準	審査数値(点)
青少年の雇用の促進等への取組状況	申請者が、基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定を受けている場合	1点
広島市内在住の失業者の雇用状況	基準日前3年以内に、広島市内在住の失業者1人以上を正規従業員（雇用期間の定めのない契約で雇用される者とし、短時間労働者（週所定労働時間30時間未満）を除く。）として採用し、基準日現在、継続的に雇用している場合	1点
生活困窮者就労訓練事業への取組状況	申請者が、基準日において、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第1項に基づく「生活困窮者就労訓練事業所」の認定を受けている。	1点
若者の就業支援への取組状況	申請者が、基準日前3年以内に於いて、次のいずれかに当てはまる。 (1) 地域若者サポートステーション事業実施要綱に基づく地域若者サポートステーション事業（厚生労働省が行う事業）として、市内に居住する若者無業者等を対象とした職場見学・就業体験を実施している場合 (2) 中学校等（広島市内に所在するもの）が実施する職場体験学習又は大学、短期大学若しくは高等学校等（いずれも広島市内に所在するもの）が実施するインターンシップを、1回以上受け入れている場合	1点
暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況	申請事業者が、申請日において公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合	1点
消防団活動への協力状況	申請者が、基準日において、広島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく認定を受けている場合	1点
まちの美化活動への取組状況	次のいずれかの場合 (1) 基準日前5年以内に、「広島市環境美化功労者表彰」を受賞している場合 (2) 基準日前1年以内に、本市の区域内の場所を対象として、「広島市まちの美化に関する里親制度」、「広島市クリーンボランティア支援事業」、「広島県アダプト制度」、「国土交通省広島国道ボランティア・ロード」による清掃活動の実績がある場合 (3) 基準日前1年以内に、公共の場所（道路、歩道橋、河川、用排水路、公園等）で公共団体又は公共的団体による清掃活動に、事業所として2回以上参加した実績を有している場合	1点
花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況	基準日において、花と緑の広島づくりネットワークに現に登録しており、かつ、次のいずれかに該当する場合 (1) 町内会、商店街等の地縁団体と協働して地域における花壇づくりに取り組んでいる場合 (2) 「広島市グリーンパートナー事業（協賛金に係るものを除く。）」に参加し、花壇の維持管理を行っている場合 (3) 「広島市ふれあい樹林事業」に参加し、緑地保全のための維持管理活動を行っている場合	1点

- 2 政策的審査事項について算定を行うのは、要綱別表第2（3）イに掲げる建築物清掃（特定調達契約を除く。）及び常駐警備に限る。
- 3 申請者は、資格審査申請時において、1に規定した審査基準により算定する審査数値を総合点数に算入するか否かについて選択できるものとする。
- 4 資格審査申請時に算定した総合点数は、当該資格の有効期間中は変更しない。

附 則

この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成25年6月14日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成28年6月7日から施行する。